

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月19日（令和7年（行情）諮問第696号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第284号）

事件名：米国情勢に関して「平成28年度情勢03」のようにまとめたものの最新版の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、「文書1」ないし「文書52」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月26日付け防官文第29672号及び令和7年3月14日付け同第5840号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの）

ア ないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク（略）

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの）

ア ないしエ（略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ 及びキ（略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(3) 意見書

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年12月26日付け防官文第29672号により、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年3月14日付け同第5840号により、別紙の2に掲げる文書2ないし文書52について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

別紙の2に掲げる文書27中、5枚目及び6枚目のそれぞれ一部については、防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年6月19日 諮問の受理

- | | |
|--------------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年 7 月 1 4 日 | 審議 |
| ④ 同年 8 月 4 日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 令和 8 年 6 月 2 2 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は原処分 1 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、請求文言から開示請求受付時点（令和 6 年 1 1 月 1 1 日）において、防衛政策局調査課が米国情勢について作成した、「平成 2 8 年度情勢 0 3」と同種の文書の最新版を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

文書 2 7 の不開示部分には、防衛省・自衛隊がその活動の資とするため

に収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分を公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

米国情勢に関して「平成28年度情勢03」のようにまとめたものの最新版。

2 本件対象文書

文書1 米国家安全保障戦略（NSS）の概要

文書2 米露中の地上発射型中距離ミサイル

文書3 令和4年2月15日（火） 報道等関連想定

文書4 令和4年4月1日（金） 報道等関連想定

文書5 令和6年3月12日（火曜日） 報道等関連想定

文書6 2021年6月1日（火） 報道等関連想定

文書7 Agile Combat Emploment（ACE）について

文書8 令和4年3月29日（火） 報道等関連想定

文書9 （大臣用）令和4年11月8日（火） 参・外防委 伊波 洋一 君（沖縄）

文書10 米国によるウクライナ軍事支援の枠組み

文書11 インド太平洋戦略の概要

文書12 米軍のインド太平洋地域における取組 令和4年1月 防衛省

文書13 令和5年12月27日（水曜日） 報道等関連想定

文書14 2023 DoD Cyber Strategyの概要 2023年9月 防衛省

文書15 国家防衛戦略（NDS）概要 1

文書16 国家防衛戦略（NDS）概要 2

文書17 2022会計年度米国防省予算要求の概要

文書18 沿岸警備隊の概要

文書19 「毒ガエル戦略」（CNAS）の概要

文書20 米国情勢資料

文書21 スタンドイン部隊のコンセプト概要

文書22 マルチドメイン作戦について

文書23 「世界的な戦力態勢の見直し（Global Posture Review）2021」の概要 1

文書24 米2022年度国防授權法（NDAA）の概要

文書25 「世界的な戦力態勢の見直し（Global Posture Review）2021」の概要 2

文書26 米陸軍「気候戦略（Climate Strategy）」の概要

- 文書 27 NATOの核共有 (Nuclear Sharing) 米国の核戦略
- 文書 28 2023会計年度米国防省予算要求の概要
- 文書 29 欧州方面の米軍態勢
- 文書 30 欧州における米軍態勢の強化について
- 文書 31 バイデン政権の北朝鮮政策
- 文書 32 『北極圏国家戦略』概要
- 文書 33 米国家安全保障戦略 (NSS) の概要
- 文書 34 米国家安全保障戦略 (NSS) 令和4年10月18日 防衛省
- 文書 35 米国戦略文書の発表 令和4年11月2日 防衛省
- 文書 36 核態勢の見直し (NPR)
- 文書 37 2023年度国防授權法 (NDAA) の概要
- 文書 38 「戦力設計2030」の概要
- 文書 39 令和5年3月10日 (金曜日) 報道等関連想定
- 文書 40 2024会計年度米国防省予算要求の概要
- 文書 41 2023対大量破壊兵器戦略の概要
- 文書 42 海兵沿岸連隊 (MLR-Malline Littoral Regiment)
- 文書 43 2025年度国防授權法 (NDAA) の概要
- 文書 44 我が国を取り巻く安全保障環境 令和6年3月 防衛省
- 文書 45 米国のミサイル防衛見直し (MDR 2022)
- 文書 46 2025会計年度米国防省予算要求の概要
- 文書 47 全世界における米軍兵力の展開状況
- 文書 48 国家安全保障戦略 (NSS) の比較
- 文書 49 2024年度国防授權法 (NDAA) の概要
- 文書 50 「革新的な作戦構想」と「新たな態勢」
- 文書 51 台湾政策法案のポイント
- 文書 52 米国の国防政策の変遷 (冷戦終結以降)